

大北森林組合補助金問題調査団中間報告

2017年3月17日

調査団長 野口 俊邦

目次

1	はじめに	1
2	補助金不正の概要	3
3	補助金不正の開始から発覚までの経緯	7
4	補助金不正の背景	11
5	県の隠ぺい体質	15
6	再発防止に向けて	16
7	県林務行政のあり方への提言	18
8	まとめ	20
	資料1「県報告書の補助金使途」	21
	資料2「組合報告書の補助金使途」	22

1 はじめに

長野県は平成 27 年 1 月 29 日、森林整備に係る大北森林組合（以下、組合）に対する補助金について大規模な不正があったことを公表した。補助金不正は、平成 19 年から 25 年までの 7 年間に及び、その総額は 14 億 79 百万円（最終金額は 14 億 52 百万円）であった。県のその後の調査で、補助金不正は他の森林組合等にもあることが明らかとなった。

そもそも補助金の財源は税金であり、その適正な運用がされているかどうかを管理・監督することは行政の責務である。それにもかかわらず、本件補助金不正が組織的・継続的に行われていたことは行政の役割を放棄したものと看做ざるを得ず、行政への信頼を失墜させるものである。このような補助金不正が 2 度と起こらないようにするために、補助金不正が行われた背景や原因を徹底的に解明し、必要な対応策を講ずることが求められている。

補助金不正にかかわっては、組合が平成 27 年 2 月 27 日に「大北森林組合補助金問題検討委員会」を、県が 4 月 10 日に「大北森林組合補助金不正受給等検証委員会」を設置し、前者が 8 月 31 日、後者が 7 月 28 日にそれぞれ最終報告書を出している（以下、組合報告書、県報告書と呼ぶ）。これらの動きと相前後し、県が 8 月 14 日に元専務理事と組合を刑事告発し、8 月 29 日には元専務理事が警察に出頭し、下請け事業者からキックバックを受けていたことを告白するも、補助金不正問題の暗部が一気に浮き彫りになった。

県民の関心の中心点は、第 1 に、今回の補助金不正の原因は何かということであり、第 2 に、不正受給された補助金がどこに消えたのかということである。補助金不正の原因については、県報告書では「あくまで本件不適正申請の主導的実行者は組合であると結論せざるを得ない」とし、組合報告書では「本問題の主導性は、県にあったと言わざるを得ない」と判断しており、両報告書の結論は相反する主張となっている。一方、補助金の行方については、両報告書で不正の是非の評価に違いがあるものの、その用途についてはある程度明らかにされていると言える。ただし、請負事業者に支払われた金の行方は依然として霧の中である。

詐欺罪と補助金適正化法違反に問われた元専務理事と組合の裁判が始まり、県職員の関与に注目が集まる中で、日本と信州の明日をひらく県民懇話会（以下、長野県革新懇）は大北森林組合等の補助金不正問題の徹底解明を求める声明を発表するとともに、知事と議会に対して責任ある対応を求めてきたところである。同時に、県民の立場から補助金不正の背景や原因を解明するとともに、再発を許さない行政のあり方を明らかにすることを目的に、以下の委員からなる「大北森林組合補助金問題調査団」を結成し、県の公表資料や県報告書、組合報告書、公文書などを検討するとともに、長野地方裁判所での裁判傍聴を毎回行い、さらに 9 月 18 日の本格現地踏査を始め付随的な現地踏査を実施するなど、独自に調査・検証を行ってきた。

一方、市議会議員らの有志が住民監査請求を行い、県監査委員が2月20日、阿部守一知事に対し、補助金の国庫返還に伴う加算金の損害について、県職員の賠償責任が認められるか否か、検討するよう勧告した。また、県民有志が3月9日、長野検察審査会に対して、本件に関わった県職員に対する不起訴処分についての審査申し立てを行っている。

補助金返済の期間や方法をめぐっては、組合と県との協議が継続しており、一方で、大北地域の自治体からは組合に対する補助金再開を求める陳情がされるなど、本件をめぐり動きは続いている。

以上の状況を踏まえ、調査団として本件補助金不正にかかわる現時点の調査結果をまとめ、ここにその結果を中間報告として明らかにするものである。

なお、県報告書では、北安曇地方事務所管内の大北森林組合以外の事業体や北安曇以外の9地方事務所の事業体についての調査結果も明らかにされているが、組合にかかわる補助金不正が期間、規模、重大性において突出していることから、組合の補助金不正に限定して検討を加えている。

最後に、前述した元専務理事と組合に対する判決が3月28日予定されており、さらに詐欺罪に問われている下請け会社会長の裁判が継続しているも、裁判所の判断が本件の解明の大きな影響を及ぼすことから、裁判の結果を踏まえ改めて最終報告を発表する予定である。

大北森林組合補助金問題調査団

団 長 野口俊邦（信大名誉教授）
副団長 岩下智和（弁護士・自由法曹団）
団 員 内村修（弁護士・自由法曹団）
栗岩恵一（革新懇）
高村裕（革新懇）
竹内哲雄（税金オンブズマン）
山口光昭（革新懇）

表1 県報告書と組合報告書の補助金使途の評価と金額

単位:千円 期間:H21-H25

	県報告書	組合報告書		
造林関係	総額	1,490,210	総額	1,490,211
	適正	339,872	施工済	417,939
			森林作業道	57,558
			森林整備	360,382
	不適正	700,224	現時点完了	666,932
	一部未施工	313,062	森林作業道	247,289
	重複申請	25,820	森林整備	419,644
	単価不適合	23,883		
	要件不適合	337,459		
	未施工	450,114	未施工・未完了	67,451
		森林整備	67,451	
		流用	337,889	
		高規格作業道	255,190	
		森林作業道	58,965	
		森林整備	23,734	
造林関係以外	総額	156,124	総額	208,479
	適正	0	施工済	14,290
	不適正	156,124	現時点完了	110,227
	集約化	3,003	高規格作業道	103,278
	地域活動支援	43,520	森林整備	6,949
	推進支援金	6,314	未施工・未完了	2,136
	路網関係	103,287	森林整備	2,136
			流用	81,826
			高規格作業道	45,692
			森林作業道	6,857
		森林整備	13,528	
		支援活動	13,334	
		樹種転換	2,415	
総計	総額	1,646,334	総額	1,698,690
	適正	339,872	施工済	432,229
			森林作業道	57,558
			森林整備	360,382
			支援活動	14,290
	不適正	1,306,462	現時点完了	777,159
			高規格作業道	103,278
			森林作業道	151,753
			森林整備	427,267
			未施工・未完了	69,587
			森林作業道	94,861
			森林整備	69,587
			流用	419,715
		高規格作業道	300,882	
		森林作業道	65,822	
		森林整備	37,262	
		支援活動	13,334	
		樹種転換	2,415	

2 補助金不正の概要

(1) 県報告書と組合報告書の補助金評価について

本件補助金の使途については、県報告書及び組合報告書でそれぞれ分析がされている。両報告書に記載された補助金額とその使途を比較、検討することで、補助金の使途の概要を把握することができる。巻末の資料1と資料2に県報告書と組合報告書に記載されている補助金についてのデータを記載してある。

表1(前項)は、県報告書と組合報告書に示されている補助金の使途と金額についてまとめたものである。なお、県報告書発表以降の精査によって、県が当初発表した不適正補助金額が多少修正されているが、ここでは組合報告書との整合性をとるために当初の県報告書のデータを使い、比較、検討している。また、金額については、組合報告書が平成21年から25年までを検討の対象としているため、県報告書についても同期間のものを対象にしている。

なお、参考のために、県が発表した補助金不正にかかわる最終的な金額と件数を表2に示す。

表2 大北森林組合への返還請求額

		単位:円			
		不適正	時効	返還請求	
総数	件数	769	274	495	
	金額	1,452,192,499	536,960,761	915,231,738	
造林 関係補助	森林 作業道	件数	389	115	274
		金額	534,393,200	176,962,700	357,430,500
	間伐等	件数	347	156	191
		金額	770,652,900	279,511,400	491,141,500
集約化 関係補助	里山 集約化	件数	8		8
		金額	2,535,600		2,535,600
	地域活 動支援	件数	11		11
		金額	31,043,760		31,043,760
	推進 支援	件数	9	2	7
		金額	5,609,039	1,304,661	4,304,378
路線網関係補助 総合対策	件数	5	1	4	
	金額	107,958,000	79,182,000	28,776,000	

県報告書と組合報告書とでは補助金の使途にかかわる設定項目が異なるので、単純な比較はできない。したがって、表1では両者を比較できるようにできるだけ類似項目についてまとめ整理した。補助金の使途の評価については両者で違いがあるが、そのことの是非を

論ずることは、本報告では行わない。むしろ、両報告書から浮かび上がってくる、補助金不正の全体像を把握することが重要である。

両報告書の項目設定について対応関係をみると、県報告書の「適正」は、組合報告書の「施工済」に対応しており、県報告書の「不適正」は、組合報告書の「現時点完了」「未施工、未完了」「流用」の3項目に対応していると考えられる。ここで問題になるのは、県報告書が「不適正」としている補助金についてである。

(2) 「不適正」とされた補助金の評価

ところで、造林関係以外の補助金について、県報告書では「不適正」の項目別内訳を示していない。したがって、両報告書の項目別の対応関係を検討するためには、造林関係の補助金でしか比較できないので、以下においては補助金使途の約9割を占める造林関係補助金に限定して比較検討する。

県報告書では「適正」と判断された金額は340百万円となっているのに対し、組合報告書では「施工済」が418百万円となっており、78百万円の相違がある。

また、県報告書では「未施工」を除外した「不適正」（以後、「一部不適正」とする）額が700百万円となっているが、組合報告書では「一部不適正」に対応する項目として「現時点完了」があり、その金額は667百万円となっている。「一部不適正」と「現時点完了」は、金額には多少の評価の違いがあるものの、ほぼ同じ評価の項目である。つまり、補助金基準を満たしてはいないものの、一定の施業実績があったと判断される項目であると言える。県報告書では「一部不適正」も含め、すべて「不適正」と評価しているのであるが、まったく事業実績のない「未施工」と一定の事業実績のある「一部不適正」を同列で扱い、それらの補助金すべての返還を求めることが妥当なのかどうかは検討を要する。

県は、組合報告書をまったく黙殺しているのであるが、補助金不正の対象となっている一つひとつの事業の評価は、現在問題になっている返還額の算定にも影響を及ぼすものであり、組合報告書の評価を改めて吟味しながら、その精査を行う必要がある。

(3) 求められる「未施工」の解明

注目すべき項目は、県報告書の「未施工」であり、組合報告書の「未施工」と「流用」の項目である。前者の金額は450百万円、後者の金額の合計は405百万円となる。このうち組合報告書で「未施工・未完了」となっている67百万円は組合で預り金処理となっている事業への補助金と考えられるが、「流用」とされている338百万円の使途が問われる。組合の説明によれば、架空請求とされているものの大半は高規格作業道の工事に流用されたとのことであり、組合報告書の「流用」に相当するものと考えられる。

県報告書によれば、高規格作業道を中心とする作業道工事の概ね90%を特定の請負事業者1社が受注しており、平成21年から25年までの5年間に支払われた金額は861百万円である。後述する「4 補助金不正の背景」に請負事業者への支払額の経年推移を示してあるが、補助金全体に占める割合がきわめて大きいことがわかる。支払額のうち元専務理事に170百万円がキックバックされていたことが裁判で明らかになっており、それを差し引くとその請負事業者が実質的に得た工事費は691百万円ということになる。しかし、この工事費が適正な金額であるのかどうか、さらには工事実績があるのかどうかについては検証されていない。この点について両報告書は調査権限の限界からさらなる調査は困難であるとしている。

県報告書が不適正とする補助金のうち、架空請求はもっとも悪質だと考えられるが、その流用が高規格作業道を中心とする作業道工事であるとするならば、それらの作業道を特定し、その位置や延長、構造を調査・点検し、工事費に見合う実態があるのかどうかを検証することは徹底説明の立場にあるならば十分可能である。ところが、前述のように両報告書では補助金不正の勘所とも言える作業道の施工実態については踏み込んでいない。

調査団では、昨年11月17日に独自に現地調査を行い、架空請求された補助金が流用されたとする高規格作業道の状況や、補助金の基準を満たしていない間伐の状況などを確認した。このうち高規格作業道については、沿線に間伐が必要な森林がほとんど存在せず、そもそも高規格作業道の建設目的そのものが明らかではなかった（下の写真）。

その点を確認すべく、平成21年から25年までに組合から出された高規格作業道の補助金申請書の公文書公開請求を行い、一部を入手した。しかし、全部で13件の申請書が出されているが、この内4件は大町警察署に提出されているという理由で、公開されなかったため（ただし、写しは管理している）、全体像を調べることはできず、今後の課題となっている。

いずれにしろ、県民の中では補助金の使途が不透明という声が大きいが、まさにこの作業道というブラックボックスの解明は欠かすことのできない課題であり、県としてさらに踏み込んだ調査を行う必要がある。

阿部知事は県議会の答弁で「盗人が、盗んだ金を何に使おうが盗人は盗人だ・・・」と述べているが、不正に使われた補助金の原資は税金であり、その使途の詳細について徹底的に明らかにすることは行政の責任である。



高規格作業道沿線。雑木ばかりであった。

3 補助金不正の開始から発覚までの経過

補助金不正の開始から発覚に至るまでの以下の経過は、長野地方裁判所における裁判での証言、県報告書、組合報告書などをもとにまとめたものである。なお、裁判での証言は、傍聴の際に筆記したものであることから、細部で多少の不正確さがあるかもしれないが、全体の経過を大きく左右するものではないと考えられるので、根拠として採用している。

▼平成 17 年度

県が「森林づくりアクションプラン」を策定。間伐目標を設定し、計画的な間伐の実施を推進する。なお、組合と北安曇地方事務所は「けんか関係」「敵対関係」にあった。

▼平成 18 年年度

大北地域では「森林づくりアクションプラン」に基づく目標達成ができなかった。

▼平成 19 年度

前年度約 25 百万円であった補助金が 119 百万円と約 5 倍に極端に増えた（以後、22 年度まで増え続ける）。こうした急激な変化のもとで、目標達成についてきびしい指導があった。この点について、当時の林務課長は、証言で「目標はあったが怒られたり、厳しく指導されることはなかった」と述べているが、証人の調書では「厳しく指摘された」と書いてある。

▼平成 19 年夏頃（平成 19 年度）

組合が、林務課長から搬出間伐をやるよう指導された際、「お金かかるんで、うちはどうできない」と断ったところ、林務課長から「開いている道を活用すればいい」「過去に開設した道も木が生えているような道は申請したらどうか」との話があり、組合に「予算あるので開設できる道はないか」と持ちかけた。

▼平成 20 年 2 月頃（平成 19 年度）

北安曇地方事務所林務課に対して本庁林務部の係長から 15 百万円の予算消化の依頼があった。林務課職員が組合に対して予算消化に協力して欲しいと依頼し、組合はそれに応じて補助金申請をする。その際、地方事務所において一部補助金申請書類考作成したり、路線を選定したりなどの行為を行った。また、これに基づき検査野帳を虚偽作成している。

▼時期不明（平成 20 年度）

組合が、公団造林地内作業道補助金を申請した。専務理事が林務課長に公団造林地内だけどいいかという確認をしたところ OK であったため、組合職員にジェスチャーで OK と伝えた。

▼時期不明（平成 20 年度）

林務課長が、公社造林地内の作業道について「ここを工事してやってくれないか。ここも申請すれば十分足りるでしょ」と言ったので、組合は、部分的に道をならしてコン

クリート舗装して補助金を申請した。この時組合は、林業公社の造林地内の作業道であっても補助金の申請をしていい、一度補助金の交付を受けた場所でも繰り返し補助金申請を認めると解釈した。

▼平成 24 年 1 月（平成 23 年度）

補助金予算 40 百万円ほどを消化できない事情が生じたため、北安曇地方事務所の係長と担当職員が本庁から呼び出され、「何やってんだ。当然どこかで穴埋めするだろうな。この時期に返金は受け付けない。時期をずらすとかいろいろやり方があるだろう」などと言われた。

▼平成 24 年 3 月（平成 23 年度）

林務課職員が、組合が出してきた大町美麻の作業道補助金の申請について、距離を 3050 m から 4052m に延長させて申請し直させた。

▼平成 24 年 11 月（平成 24 年度）

前年度異動してきた担当職員が、組合が申請した森林作業道に重複申請があることに気付き、また、別の担当職員が現地調査の結果、内容が虚偽である申請に気付いている。担当職員は林務課長らと相談し、申請を取り下げさせた。それについては本庁には報告しなかった。

▼平成 25 年 10 月頃（平成 25 年度）

林務課担当職員が、組合が申請通りにやっていないことに気付き、係長に報告した。係長からよろしくないのでは念書をとるようにとの指示があり、組合に伝えたところ、組合関係者 2 名が来てクレームをつけていった。その際、上司から「組合ともめるな」と厳しく言われた。

▼平成 26 年 2 月（平成 25 年度）

大和田青木線の申請あったとき、林務課職員は、図面やグーグルで見て既設道路があるのにそこが申請されていて「おかしい。変だ」と思った。空中写真見て道を確認。申請書が個人名だったので調べてみたら公団のものだった。公団は民有林の対象でなく、平成 23 年にも補助を出しているとは気づかなかった。上司の主査に相談したら取り合ってもらえなかった。係長に相談したら「公団内であっても山に戻った道なので問題ないのではないか」と怒ったような口調で言われた。「何とかできるようにするのがお前の役目。いつも厳しくチェックしてくるが、落とすならほかでできるようにしろ」と言われた。どう考えてもほかに方法なかったので申請を取り下げてもらうことにした。上司から「穴をあけやがって」と言われた。大和田青木線は 20 年も 30 年も使われていない道だったので OK にした。写真だけで判断した。

▼平成 26 年 3 月（平成 25 年度）

大峰キャンプ場線について、林務課職員が別の現場で虚偽写真作成。

▼年度末（平成 25 年度）

第 7 回目の補助金申請。通常は 6 回であり、イレギュラーな措置がとられた。

▼平成 26 年 4 月 8 日（平成 26 年度）

林務課職員が、組合の間伐事業において未完了事業があることを把握しており、このことを翌 10 日に林務部担当課に報告したが、組合が未完了部分を実施する意向であったことから早期完了という誤った指示をした。

▼平成 26 年 12 月（平成 26 年度）

組合が林務課職員に補助金の流用について相談し、これを契機に補助金不正が発覚した。

▼発覚以降の動き

県、組合、検察・裁判、その他の主な動きは次項の表 3 にまとめてある。

表3 大北森林組合補助金不正をめぐる主な動向

年	月日	長野県	大北森林組合	検察・司法	その他
平成 26 年	4/8	補助金不正の疑惑発覚			
	4/10	上記疑惑を林務部に報告			
	12/4	森林組合からの不正な補助金申請を契機に過去の不正が発覚			
	12/9	上記不正を林務部に報告			
	12/19	上記不正を知事に報告			
平成 27 年	1/16		元専務が地方事務所林務課長に謝罪		
	1/29	補助金不正を公表			
	2/27		検討委員会設置		
	4/10	検証委員会を設置			
	7/28	検証委員会が報告書公表			
	8/14	元専務と組合を刑事告発			
	8/29			元専務が警察に出頭	
	8/31		検討委員会最終報告		
	9/17	林務課職員が顛末書提出			
	10/6		組合長らが県に謝罪		
	11/30	フォローアップ委員会、検証結果公表			
12/11			組合及び元専務を詐欺罪等で起訴		
12/25	県職員25名を懲戒処分				
平成 28 年	3/4			県職員4名を適化法等違反で書類送検	
	3/17			県職員の不起訴決定	
	3/25	元県職員1名の退職金返納処分			
	3/31			小橋長治を詐欺罪で起訴	
	5/31			小橋長治第1回公判	
	5/30		補助金の50年返済計画策定		
	9/12	国庫補助金の返還			
	9/23				飯綱町議会、事件の解明を県議会に求める議員発議の要望書賛成多数で可決
	9月議会				県議会、上記請願を継続審査
	11月議会				県議会、同請願を継続審査
	11/15	林務部・検証委員会説明会			
	12/2			元専務裁判結審	
	12/22				長野市議ら5人が住民監査請求
平成 29 年	1/20		補助金の33年返済計画策定(再検討)		
	2/20				上記請求に対し賠償責任について厳正に対処するよう監査委員が勧告
	3/9				県民有志が検察審査会に審査請求
	3/28			元専務裁判判決(予定)	
	9/12	監査委勧告に対する検討結果公表(予定)			

4 補助金不正の背景

(1) 林務部による無理な予算消化の圧力

県報告書によれば、北安曇地域は平成 18 年度まで森林整備があまり進まない地域であり、組合が県から受け取る造林補助は毎年 25 百万円程度であった。平成 18 年 9 月のクマ被害を契機に森林整備の機運が高まる中で、平成 19 年度には組合に対する補助金が前年度の約 5 倍、120 百万円になり、その後、後述するように急増していく。

このような中で、平成 19 年度末に北安曇地方事務所林務課に対し、15 百万円の予算の追加執行の依頼があった。しかし、この経緯はきわめて不自然である。そもそもこの時期は積雪も多く、施業が困難であることに加え、補助金の受け皿となる組合についてみれば、平成 18 年度までの補助金は年間 25 百万円程度でしかなかったわけであり、補助金を使った森林整備の実績はほとんどなかった。したがって、追加執行に無理があることは林務部も当然承知していたはずである。

林務部と北安曇地方事務所林務課は、少なくともいわゆる「闇繰り越し」が起ころうることを認識していたと言える。この点については、補助金不正が始まった当時の林務課長が裁判の証言で「全国でやっていると思う」あるいは「闇繰り越しになると思ったか」という質問に対して「そうです」と証言したことからも明らかである。林務部にしても、年度末のしかも雪が多い時期に多額の予算消化を求めているが、常識的に考えて年度内の予算執行は困難であることから、「闇繰り越し」を黙認していたことは明らかである。

そもそも本来の予算執行の原則に照らせば、「闇繰り越し」は不適切なものであり、このこと自体が大きな問題であるが、仮に止むを得ず「闇繰り越し」が避けがたかったとすれば、翌年度に繰り越された事業が実際に完了しているかどうかを確認することは当然のことである。

ところが、裁判での証言でも明らかなように、県職員はいずれも「雪が多くて現地に行っていない」「組合を信頼していた」「あとでやってくれると思っていた」などと述べていることから明らかなように、確認を行っていない。補助金不正が長期にわたって継続した背景には、このような県側の杜撰な対応があり、それに呼応して組合も補助金の不正申請をくり返したことがある。

つまり、林務部及び北安曇地方事務所林務課は、相当な無理があり、その結果、不正につながるような事態が起ころうると想定できたはずである。実際、平成 19 年度第 6 回申請から不正な補助金申請が始まっている。このことの原因について県報告書は、「組合は林務課による承諾があったからであると説明しているが、当時の北安曇地事担当職員はいずれもそれを否定しており、組合が林務課職員の発言を曲解した可能性がある」と述べている。しかし、裁判での証言に照らせば、県職員の発言が正当であるという根拠はまったく示されていない。

(2) 業務量増大に対応できる人的措置の不足

本件において、直接的には補助金不正にかかわった北安曇地方事務所林務課職員の責任が問われるわけであるが、より大きな責任は林務部にあると言うべきである。この点についてはすでに年度末に消化困難な多額の予算執行を求めてきた経緯を明らかにしたが、ことはそれに留まるものではない。

図1は、平成18年から25年までの組合に対する補助金額、及び組合が支払った作業道費用と特定の請負事業者への支払額の推移を示したものである。なお、平成18年度の補助金は25百万円とし、適正に受給されたものと仮定している。また、表3は、平成18年度から平成25年度までの林務部の造林関係予算額と組合の造林関係補助金額、及びに前者に対する後者の比率を示したものである。図1から明らかなように、組合に対する補助金は平成19年度から急増し、平成21年度にピークに達し、その後減少したとは言え、平成18年度と比べれば依然として高い水準にあったことがわかる。つまり平成18年度には僅か25百万円程度であったものが、平成21年度には4億円となり、実に16倍にもなっている。因みに同時期の林務部の造林関係予算の伸び率は1.5倍に過ぎない。組合への補助金が、いかに急激な伸びになっていたかは一目瞭然である。また、表3からわかるように、林務部の造林関係予算に対する組合の造林関係補助金の比率は、平成21年度から23年度にかけて11%を超えている。特定の森林組合にこれだけの補助金が支給されること自体、きわめて異常であると言わざるを得ない。

このような補助金の急増については林務部も当然に承知していたはずであり、「闇繰り越し」や、場合によっては不適正な申請と受給が起ころうることを予見できたはずである。それにもかかわらず、人的配置は行われていない。当時の北安曇地方事務所の林務課林産

図1 組合への補助金額と作業道費用、請負事業者への支払の推移
(単位:千円)

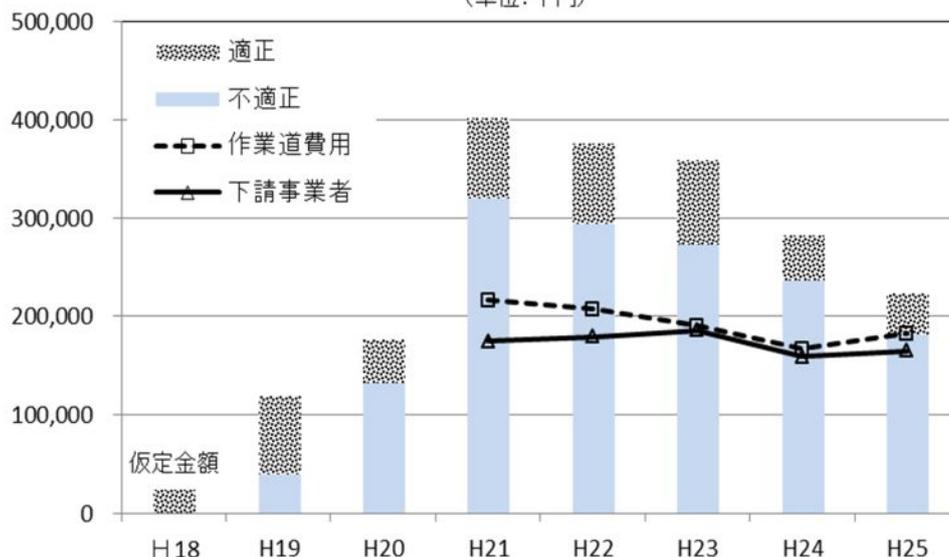


表4 林務部の造林予算と組合への補助金

単位: 億円

年度	林務部			組合	比率
	国庫	県単	合計		
H18	21.4	0.5	21.9	0.25	1.1%
H19	26.7	0.1	26.8	1.19	4.5%
H20	32.9	0.5	33.4	1.77	5.3%
H21	35.5	0.9	36.4	4.03	11.1%
H22	30.7	1.2	31.9	3.77	11.8%
H23	29.7	1.3	31.0	3.60	11.6%
H24	40.1	1.1	41.2	2.83	6.9%
H25	24.1	3.7	27.8	2.24	8.0%

普及係の職員数は 4 名であった。これでは、急増する補助金申請に対応することは事実上不可能であり、その意味で人的体制は限界を超えていたというべきである。その実態を林務部は知りつつ、人員増などをはからず、放置してきたわけであるから、林務部の責任は重大である。

(3) 度重なる不正発覚後も不正を継続

平成 26 年 12 月 4 日に組合から林務課職員に森林作業道整備に関し、不正な申請が継続してきたことを疑わせる発言があったことを契機に補助金不正が明るみに出た。しかし、前述した「3 補助金不正の開始から発覚までの経過」に照らすならば、すでに 2 年近くも前の平成 24 年 11 月に林務課職員が不適正な申請があることに気付いており、上司にも報告、相談していた。また、1 年前の平成 25 年 10 月にも林務課職員が、組合が申請通りにやっていないことに気づき、係長に報告している。さらに、平成 26 年 4 月に林務課職員が、組合の間伐事業において未完了事業があることを把握しており、このことを林務部担当課に報告したが、組合が未完了部分を実施する意向であったことから早期に完了させるよう指示した。以上のように、明らかになっているだけでも 3 回にわたって補助金不正を疑わせる出来事があったのであるが、それにもかかわらず調査も行われず、補助金不正が継続したことになる。

なお、補助金不正にかかわる県の公表について、組合報告書では「最も大きな問題は、県の調査のトップである当時の総務部長が記者会見において『県職員が不正を働きかけた事実はない』との心証を調査前に公表したことにある」と述べているが、詳細な調査が十分に行われていない段階で、県職員の関与を否定したことは、本件の真相を解明する上で、すでに結論が先にあったと言わざるを得ない。

事件が明るみになる中で、組合の専務理事は県の公表前の1月16日に林務課長に対して個人的に謝罪を行った。また、県は、1月19日に組合から謝罪とともに、作業道6路線について意図的な不適正申請であったことの申告を受けている。そして、1月29日の県の公表の際には、組合は記者会見を開催し、組合として不正を認識していたとし、改めて謝罪を行っている。

ところが、組合は2月27日に弁護士、大学准教授、税理士等の有識者8名からなる「大北森林組合補助金問題検討委員会」を独自に設置し、この事件の検証を委託している。同委員会は、3月13日に第1次中間報告、5月27日に第2次中間報告を行い、さらに8月31日には最終「報告書」をまとめている。この経過で不可解なことは、一旦謝罪したにもかかわらず何故に組合が検討委員会を設置したかということである。組合とすれば、不正受給であるという認識を一定程度はもちつつも、県の強い関与のもとで容認されてきたという認識があったので、すべての責任を組合に押し付ける県の姿勢に反発したからだと考えられる。仮に、組合が県を騙して不正に補助金を受給していたという認識であれば、自ら墓穴を掘るような対応をするはずはないと考えられる。

その後、県が8月14日に元専務理事と組合を詐欺罪と補助金適正化法違反で刑事告発し、8月29日に元専務理事が小橋興業からキックバックを受け取っていたとして警察に出頭するという事態の急変のもとで、組合は全面的に自らの非を認め、10月6日には組合長が県に謝罪し、補助金の返還請求を全面的に受け入れる立場に転換している。

長野地方裁判所における裁判においては、元専務理事と組合の代理人が、あくまでも県の強い関与のもとで一連の補助金不正が発生したことを指摘しているところであるが、組合としてはもはや県の関与や責任を主張することはなくなっている。

しかし、県民の立場から捉えるならば、組合が補助金返還請求に応じているという理由で、県の関与あるいは主導性が否定されたと判断することはできない。むしろ、県の不適正な補助金処理に対して国から3億円余の加算金が課せられているわけであるから、県の責任を曖昧にすべきではない。

県の関与という点では、本件にかかわった県職員4名が書類送検されている。報道によれば、検察は、該当職員自ら利得を得ていないことや、すでに時効となっている職員との均衡をはかるという理由から不起訴処分としたようであるが、このことによって県職員が関与したという事実を消し去ることはできない。これについては、県民有志が3月9日に長野検察審査会に不起訴になった県職員の処分に対する審査請求を行っている。この審査請求では直接的には補助金不正にかかわった職員の処分問題が焦点にならざるを得ないが、むしろ重要なことはそうした不正に手を染めざるを得なかった背景を解明することに大きな意義があると考えられるものである。

また、市議員らが行った住民監査請求にかかわって、県監査委員が2月20日、阿部守一知事に対し補助金の国庫返還に伴う加算金の損害について県職員の賠償責任が認められるか否か、検討するよう勧告しており、県の関与が問われる事態となっている。

5 県の隠ぺい体質

本件、補助金不正の解明に向けた一連の動きの中で改めて県の隠ぺい体質が問われている。県が設置した検証委員会はその最終報告書冒頭で「県の調査を踏まえた実態の解明を検証し再発防止策を検討するために」設置したと述べているが、県が徹底解明に立場に立つならば、あらゆる資料・情報を積極的に提供し、県民の疑問に応えるべきである。以下に具体的に列記する。

第 1 に、北安曇地方事務所林務課職員の業務引継書の内、平成 23 年度と 24 年度のもの公開されなかった。言うまでもなくこの期間は、補助金不正が継続していた時期であり、真相の究明の上で業務引継書はきわめて重要な文書であるが、それが明らかにされていない。

第 2 に、本件解明の上で極めて重要と思われる林務課職員の顛末書の公文書公開請求に対し、ほぼ黒塗りの文書しか公開されなかった。仮に個人情報について前記のような対応をとらざるを得なかったとしても、顛末書で述べられている経緯については明らかにすべきである。当該の林務課職員が、顛末書は平成 27 年 9 月 17 日に人事課に提出したと証言で述べているが、県コンプライアンス・フォローアップ委員会が平成 27 年 11 月 30 日に公表した検証結果の報告では、そのことについてまったく触れていない。

第 3 に、本来組合が管理すべき組合報告書について、一方的に公文書扱いにし、公開請求を受けてようやく開示した。この点に関し、本件の解明をする上で、組合報告書は重要な資料となることから、組合報告書の提供を組合に求めたが、すでに県に提出しており、組合としては提供できないとの回答であった。したがって、県に組合報告書の提出を求めたが、公文書公開の手続きが必要とのことで、漸く開示請求をして入手したものである。そもそも組合が独自に設置した検討委員会の報告書が県の管理下におかれ、その開示を請求しなければならないというところに、異常さが象徴的に表れていると言わざるを得ない。なお、組合は元専務の不正発覚以降、組合の対応について県に謝罪し、補助金の返還に応ずることを表明し、目下その計画を作成中であることから、組合報告書はまったく無視・黙殺されているのが現状である。

第 4 に、組合が独自に設置した検討委員会が、県に対して複数回にわたり、関係職員についてのヒアリングの申し入れをしたが、実現していない。また、県検証委員会に対して、県職員と組合職員に対する合同ヒアリングや公開ヒアリングの開催を申し入れたが、同意が得られなかった。

県民は、今回の補助金不正についてその真相解明を求めており、県は県民の声に応えるべきであり、あらゆる情報を明らかにすべきだと考える。

6 再発防止に向けて

(1) 予算執行の在り方の検討

補助金に関する県の予算執行のあり方が問われている。既述したように、本件では、北安曇地方事務所林務課は本庁林務部からの予算消化のプレッシャーを受け、全ての予算を消化しなければならないということから、組合に対し補助金の申請を指導・依頼し、大北組合はこれを利用する形で補助金の不正申請をしている。このことは、林務部から林務課に至るまで予算消化が至上命令となっていたことを示している。本件では、組合の補助金不正にその病理が集中的に表れたわけであるが、恐らくこのことは県政全体についても共通していることであると思われる。昨年12月、県観光機構で物品納入を巡る不正が発覚したが、これもまた予算執行にかかわるものであった。

そもそも予算消化をしなければいけないという建前自体が税金の運用としては誤っているのであり、本件を教訓に、これを根本的に見直さなければいけないと考える。

さらに予算化に当たっても、総枠を決め、その執行を上意下達で求めてくるという手法にそもそもの無理がある。そうした予算編成の在り方も見直す必要がある。

(2) 県の秘密主義・隠ぺい体質の改善

既述したように、本件の真相解明にかかわって県の秘密主義・隠ぺい体質が背景にあり、全貌を明らかにする上での障害になっていると言わざるを得ない。また、7年にもわたって補助金不正が続けられた背景には「物言えぬ職場」があったと言える。「おかしい」と事実気付いても、それ以上の行動に出られなかった職員の忸怩たる思いを考えると切ないものがある。ここに県政の閉鎖性と隠ぺい体質を打開するカギがあると思う。職員等公益通報制度（グリーンホイッスル）がもっと活用されることを期待したい。

本当に再発を防止するという立場に立つならば、たとえ県に不利な資料や経緯であっても、それを明らかにしていくこと、また、風通しのいい職場をつくっていくことが必要である。

(3) 全体の奉仕者としての県職員の意識啓発

あえて指摘するまでもないことであるが、行政の施策の原資は税金であり、それを無駄なく有効に使うことは公務員の使命である。本件では、そうした意識が職員の中で弛緩、もしくは欠如していたと言わざるを得ず、その実情を踏まえ、改めて公務員の使命を再確認することは重要である。

一方で、コンプライアンス（法令順守）体制の強化を過度に強調することは、返って職

員を委縮させる恐れがあることから抑制的であるべきである。法令順守は、法治国家においては国民の当然の義務であり、公務員においてはその責務はさらに重いと言える。しかし、本件において法令順守以上に大切だったものは「自由に物が言える職場」ではなかったろうか。検証委員会は最後に「問題を認識した時に気軽に相談しやすい風土を醸成する必要がある」と結んでいる。コンプライアンスの強調による職場の委縮ではなく、明るくやりがいのある職場どうしたら創っていかれるのかこの機会に県民と共に考えていくことが求められる。

(4) 職員に定数増

事業の円滑な運営をすすめる上で、それを担う職員を確保することは当然の前提である。北安曇地方事務所の林務課に照らせば、平成 19 年度から補助金申請の業務量が爆発的に増大しているにもかかわらず、職員数は従前のままであった。当然のこととして実務処理能力の限界を超えていたことは明らかであり、そこに不正が発生し拡大する土壌が形成されたと捉えるべきである。その意味では、本件の補助金不正は起こるべくして起きたものであると言っても過言ではない。

なお、県は、国への加算金の財源として、「仕事改革」として経費削減で対応している。経費削減の多くは人件費を念頭に置いていて、人員の削減や超過勤務手当の削減（風呂敷残業）で対応している。そもそも本件の背景には、現場での多忙・人員不足があるのであって、一般職員（林務を含めて）に責任を転嫁することは許されない。

(5) 監査体制の強化

本件補助金不正が長期にわたって見過ごされていた要因の一つとして、あまりにも杜撰な検査・監査体制があったことを指摘せずにはいられない。本件では、県が行う常例検査、県森林組合連合会が行う森林組合監査士監査、組合監事が行う内部監査という 3 段階のチェック体制があった。にもかかわらず、それらがまったく機能していなかった。これらの機関がまともに機能していれば、本件のような重大な事態を招来することはなかった。その意味で、チェック機関の役割をしっかりと検証し、本来の役割を果たせるよう改善する必要がある。

7 県林務行政の将来のあり方への提言

(1) 林務技術職員に展望を与えること

長野県は県土の約 7 割が森林で覆われている。これら森林を基盤とした産業は、これまでは建築用・きのこ用・パルプ用などの木材生産（「森林の経済的機能」発揮）が中心であったが、県民の森林の役割に対する期待は、温暖化防止、災害防止、水資源涵養、保健休養（森林レクリエーションやセラピー）などの森林の「公益的機能」発揮に大きく変化しており、全国的傾向と軌を一にしている。また、自然エネルギーとしての木質バイオマスの原料基地としても大いに期待されている。まさに未来に輝く産業たりうるもので、県民の期待に応える林務行政に早急に転換すべきである。この方向は、県民の期待に添うばかりか、林務職員にも仕事への夢と希望を持たせるものである。

(2) 林務職員の処遇改善と事務職員の配置、他部局との交流促進

長野県政においては、県議員会館前庭にある「県有林之記」に記された明治時代の知事の意気込みを引き継いで林務部を独立した部として存続させて、林務部長以下本庁に 3 課 3 室、現地機関 3 か所、10 の地方事務所に林務課が設置され、一定の取り組みがなされているが、少数技術職であるため、土木技術職員などに比べるとポストに限りがあることから、処遇について一定の改善を検討する必要がある。表 5 に、林務技術職と土木技術職の職階別職員数の比較を示す。

また、林務部には事務職員が少ないが、多くの行政分野を体験する事務職員の配置は林務職場の改革や改善の推進につながるなのでその増員を図ることが重要である。

林務技術職員は、現在は他の部局との交流が無く視野が狭くなりがちであり、林務一家の傾向があるので、建設部の土木、建築などの技術職員との交流を進めて視野を広げた職員となるような体制づくりを検討することも重要である。

(3) 林務職員の定数増

林務部の予算の変遷は別添のとおりであるが、最近では事業が林道、治山といった土木的事业が小さくなり、森林整備関連事業が大きくなっている。これは、林道や治山事業が一定程度目的を達成した一方、戦後の植林によって植林された樹木の間伐を始めとする森林整備が緊急の課題となってきているからであると推測される。業務内容の変遷に対応した職員の研修や関連事業団体、林業従事者などの育成がなされることが必要である。

なお、林務部職員の平成に入ってから職員定数の推移は表 6 のとおりであるが（建設部も示す）、職員数の削減が完了検査など現地調査を要する業務をおろそかにすることにつ

なかつた可能性がないかを県自身が検討することが必要である。

(4) 財源の確保

森林整備に必要な林務職員や林業労働者の確保、またそのための予算の確保をどうするかも重要な課題である。これらの課題は全国的に共通するものであるから、第1に、国に林業予算の拡充（近年は削減傾向にある）を求めるべきである。第2に、県の独自財源の確保である。地域的には木曽広域連合と木曽川下流の愛知中部水道企業団との『水源の森』森林整備協定が締結され（平成15年2月）「水道水源環境保全基金」（水道水1m³当たり1円）の積立によって木曽の森林整備基金として使われている。また、全県的には、「森林づくり県民税」（森林税）が創設され（平成20年度）、1期5年で現在2期目、平成29年度が改訂期となっている。平成15年度の税収は約660百万円である。ただし、今回の大北森林組合補助金不正受給の件では、国からの補助金とともにこの森林税が一部含まれており、不正受給問題の全面的な解明と再発防止策が講じられない限り、国民からも県民からもすべての補助金、森林税税収あるいは基金の充当はまったく支持されないであろう。

表5 林務技術職と土木技術職の職階別職員数の比較

	部長級	課長級	課長補佐級	係長級	主幹、主査、主任	平職員	合計
林務技術職	5	24	46	99	68	45	287
構成割合(%)	1.74	8.36	16.03	34.49	23.69	15.68	99.99
土木技術職	7	65	89	172	140	107	580
構成割合(%)	1.21	11.21	15.34	29.66	24.14	18.45	100.01

注1 課長級÷課長補佐級は林務技術職は11.04% 土木技術職は73.03%で林務技術職は課長補佐止まりで終わる人が多いことが推測できる。

注2 課長補佐級÷係長級では林務技術職は46.46% 土木技術職では51.74%で林務技術職では課長補佐級への昇進でも厳しいと推測される。

表6 林務・建設部(土木・住宅)の職員定数の推移

	平成元年	平成10年	平成20年	平成27年
林務部	422	402	319	307
平成元年を100とした指数	100	95	76	73
土木部	1,225	1,186	1,088	990
住宅部	168	169		
小計	1,393	1,355	1,088	990
平成元年を100とした指数	100	97	78	71

※県行政改革課調べ 各年度の4月1日時点の職員定数の推移

※平成20年度から土木部と住宅部を統合し、建設部を設置した

8 まとめ

本報告書において、大北森林組合補助金不正にかかわる諸問題について検証し、その背景を明らかにするとともに、再発防止に向けた提言を行った。

本件については、直接的に補助金不正に関わったのは北安曇地方事務所林務課職員と組合であるが、その背後には林務部の圧力があったことは明らかである。県報告書と組合報告書では、どちらが主導したのかという観点から検証、検討を行っているが、どちらか一方の主導というよりは、県と組合が相呼応して補助金不正に着手し、それがエスカレートしていったものと考えべきである。そして、林務部はそれを黙認していたと言える。

県は、組合が補助金不正を主導したという見解を修正し、検証に当たらなければ、本件の本質的な解明はできない。本報告書では、その立場に立って、再発防止の提言を行ったものである。すでに県民有志が独自に法的な対応をとっているが、これは県民がこの間の県の対応に疑問をもっていることの証左である。場合によっては、当事者となっている県職員の個人責任が問われることも想定されるが、そうしたレベルで本件の本質を矮小化することは許されない。

最後に、本件解明と責任の所在については、引き続き、裁判の結果と動向、監査委員勧告への対応、検察審査会の判断、返還請求額の検討、組合に対する補助金再開等の対応が求められている。それらの動向を踏まえ、改めて報告書を公表する予定である。

資料1 県報告書の補助金使途

単位:千円

			総数		未施工		要件不適合		重複申請		一部未施工		適用単価不適合		不適正		適正	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
造林関係	森林作業道	H19	21	16,451	8	9,665	4	1,547					4	1,521	16	12,733	5	3,718
		H20	68	102,600	46	73,201	14	14,419			4	11,476	3	2,678	67	101,774	1	826
		H21	31	61,409	24	44,554	7	16,855							31	61,409		
		H22	77	87,781	51	51,617	11	11,324			4	10,977	8	12,767	74	86,685	3	1,096
		H23	92	140,957	65	77,967	8	27,990			6	21,189	4	8,329	83	135,476	9	5,481
		H24	61	75,873	31	59,688	22	10,543			5	2,915	1	932	59	74,078	2	1,795
		H25	61	65,206	14	19,072	30	36,527			5	2,342	3	1,855	52	59,796	9	5,409
	21-25	322	431,226	185	252,898	78	103,239	0	0	20	37,423	16	23,883	299	417,444	23	13,781	
	19-25	411	550,277	239	335,764	96	119,205	0	0	24	48,899	23	28,082	382	531,951	29	18,325	
	間伐等	H19	258	102,895	2	1,670	6	23,305			5	2,850			13	27,824	245	75,071
		H20	259	74,121	4	4,140	15	5,781	3	19,121	1	1,166			23	30,208	236	43,912
		H21	376	262,476	13	23,210	54	119,952	1	170	9	36,302			77	179,633	299	82,842
		H22	366	271,645	16	49,168	52	80,736	3	6,919	15	54,292			86	191,115	280	80,531
		H23	203	187,507	22	57,455	8	13,047	4	9,896	5	25,689			39	106,086	164	81,421
		H24	173	194,056	31	46,976	19	18,554	1	4,116	27	79,946			78	149,593	95	44,463
		H25	128	143,301	8	20,407	3	1,931	3	4,719	18	79,410			32	106,467	96	36,834
	21-25	1,246	1,058,985	90	197,216	136	234,220	12	25,820	74	275,639	0	0	312	732,894	934	326,091	
	19-25	1,763	1,236,001	96	203,026	157	263,306	15	44,941	80	279,655	0	0	348	790,926	1,415	445,074	
	合計	H19	279	119,346	10	11,335	10	24,852	0	0	5	2,850	4	1,521	29	40,557	250	78,789
		H20	327	176,721	50	77,341	29	20,200	3	19,121	5	12,642	3	2,678	90	131,982	237	44,738
		H21	407	323,885	37	67,764	61	136,807	1	170	9	36,302	0	0	108	241,042	299	82,842
H22		443	359,426	67	100,785	63	92,060	3	6,919	19	65,269	8	12,767	160	277,800	283	81,627	
H23		295	328,464	87	135,422	16	41,037	4	9,896	11	46,878	4	8,329	122	241,562	173	86,902	
H24		234	269,929	62	106,664	41	29,097	1	4,116	32	82,861	1	932	137	223,671	97	46,258	
H25		189	208,507	22	39,479	33	38,458	3	4,719	23	81,752	3	1,855	84	166,263	105	42,243	
21-25		1,568	1,490,211	275	450,114	214	337,459	12	25,820	94	313,062	16	23,883	611	1,150,338	957	339,872	
19-25	2,174	1,786,278	335	538,790	253	382,511	15	44,941	104	328,554	23	28,082	730	1,322,877	1,444	463,399		
集約化関係	集約化	H24	3	1,350										3	1,350			
		H25	110	1,653										110	1,653			
		計	113	3,003										113	3,003			
	地域活動	H23	4	21,480										4	21,480			
		H24	4	8,700										4	8,700			
		H25	3	13,340										3	13,340			
		計	11	43,520										11	43,520			
	推進支援	H22	2	1,460										2	1,460			
		H23	3	1,761										3	1,761			
		H24	3	2,893										3	2,893			
H25		1	200										1	200				
計	9	6,314										9	6,314					
路網関係	H21		79,182												79,182			
	H22		15,812												15,812			
	H23		8,293												8,293			
	計		103,287												103,287			
全事業総計	H19	279	119,346	10	11,335	10	24,852	0	0	5	2,850	4	1,521	29	40,557	250	78,789	
	H20	327	176,721	50	77,341	29	20,200	3	19,121	5	12,642	3	2,678	90	131,982	237	44,738	
	H21	407	323,885	37	67,764	61	136,807	1	170	9	36,302	0	0	108	241,042	299	82,842	
	H22	443	359,426	67	100,785	63	92,060	3	6,919	19	65,269	8	12,767	162	295,072	283	81,627	
	H23	302	359,998	87	135,422	16	41,037	4	9,896	11	46,878	4	8,329	129	273,096	173	86,902	
	H24	244	282,872	62	106,664	41	29,097	1	4,116	32	82,861	1	932	147	236,614	97	46,258	
	H25	303	223,700	22	39,479	33	38,458	3	4,719	23	81,752	3	1,855	198	181,456	105	42,243	
	21-25	1,701	1,646,335	275	450,114	214	337,459	12	25,820	94	313,062	16	23,883	744	1,306,462	957	339,872	
	19-25	2,307	1,942,402	335	538,790	253	382,511	15	44,941	104	328,554	23	28,082	863	1,479,001	1,444	463,399	

資料2 組合報告書の補助金使途

単位：千円

事業別補助金の使途と金額

区分	使途	金額	評価区分	備考	
造林関係事業	総額	431,226,000			
	森林作業道	57,557,800	施工済		
	森林作業道	43,642,500	現時点完了	要件不備	
	森林作業道	51,218,700	現時点完了	※2	
	森林整備	9,606,900	流用		
	高規格作業道	223,801,522	流用		
	森林作業道	45,398,578	流用		
	II	森林作業道	118,393,800	現時点完了	
	III	森林整備	34,033,700	現時点完了	
	IV	総額	895,217,400		
		森林整備	335,152,200	施工済	
		森林整備	22,626,500	施工済	
		森林整備	127,790,400	現時点完了	
		森林整備	48,385,047	現時点完了	※1
		森林整備	181,806,200	現時点完了	要件不備
		森林整備	61,661,900	現時点完了	要件不備
		森林整備	48,432,153	未完了	
		森林整備	19,018,800	未施工	
		高規格作業道	28,775,000	流用	
		森林作業道	12,804,200	流用	
	森林整備	8,765,000	流用		
	V	総額	11,340,300		
		森林整備	2,602,800	施工済	
		森林整備	5,362,000	流用	
		高規格作業道	2,613,500	流用	
		森林作業道	762,000	流用	
	造林関係事業以外	VI	総額	93,112,810	
支援活動			14,289,620	施工済	
支援活動			13,334,060	流用	
森林整備			12,853,235	流用	
樹種転換			2,415,000	流用	
高規格作業道			45,016,630	流用	
森林作業道			5,204,265	流用	
VII		総額	3,003,000		
		森林整備	675,000	流用	
		高規格作業道	675,000	流用	
		森林作業道	1,653,000	流用	
VIII		総額	9,084,924		
		森林整備	4,873,504	現時点完了	
		森林整備	2,075,400	現時点完了	※1
		森林整備	1,896,800	未完了	
		森林整備	239,220	未施工	
IX		高規格作業道	103,278,000	現時点完了	

左表の評価区分別総括表

評価区分	使途	金額	
造林関係事業	施工済	森林作業道	57,557,800
		森林整備	360,381,500
		小計	417,939,300
	現時点完了	森林作業道	247,288,700
		森林整備	419,643,547
		小計	666,932,247
	未施工・未完了	森林整備	67,450,953
	流用	高規格作業道	255,190,022
		森林作業道	58,964,778
		森林整備	23,733,900
小計	337,888,700		
合計		1,490,211,200	
造林関係事業以外	施工済	支援活動	14,289,620
	現時点完了	高規格作業道	103,278,000
		森林整備	6,948,904
		小計	110,226,904
	未施工・未完了	森林整備	2,136,020
	流用	高規格作業道	45,691,630
		森林作業道	6,857,265
		森林整備	13,528,235
		支援活動	13,334,060
		樹種転換	2,415,000
小計	81,826,190		
合計		208,478,734	
総計	施工済	森林作業道	57,557,800
		森林整備	360,381,500
		支援活動	14,289,620
	小計	432,228,920	
	現時点完了	高規格作業道	103,278,000
		森林作業道	151,752,500
		森林整備	427,267,451
	小計	682,297,951	
	未施工・未完了	森林作業道	94,861,200
		森林整備	69,586,973
小計	164,448,173		
流用	高規格作業道	300,881,652	
	森林作業道	65,822,043	
	森林整備	37,262,135	
	支援活動	13,334,060	
	樹種転換	2,415,000	
小計	419,714,890		
合計		1,698,689,934	

※ギリシャ数字は組合報告書の事業区分

※1 施工中中断(完了部分)

※2 分収林契約地